

令和7年度第2回埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会議事録

結城部会長 これから第2回埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

まず委員の出席状況について事務局から報告してください。

賃金室長 ただいま公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名にご出席いただいております。

よって、最低賃金審議会令第6条第6項により本審議は有効に成立していることを報告いたします。傍聴者はありません。

結城部会長 本専門部会の議事録確認者をあらかじめ指名させていただきます。公益代表は私が、労働者側は高橋委員、使用者側は嶋田委員にお願いいたします。

配布資料の説明を事務局からお願いいたします。

専門監督官 本日の資料でございますが、資料1として、特定最低賃金の審議について（ガイドライン）でございます。

こちらは令和4年3月4日に埼玉地方最低賃金審議会、いわゆる本審で申し合わせられましたガイドラインということになります。

資料については以上でございます。

結城部会長 同種の特定最低賃金の他局の答申状況について、わかっていることがありましたら事務局から教えてください。

賃金室長 他局において同種の特定最低賃金について審議が終了したという情報は入っておりません。

なお当局の他の改正の必要性ありとされた5業種のうちの他の4業種については昨日までに結審しておりますので、結審状況についてお伝えいたします。

光学機械レンズ製造業は63円の引上げで1177円、発効日は12月1日。

電子部品電気機械機具等製造業は63円の引き上げで1168円、発効日が12月1日。

自動車小売業は63円の引上げで1152円、発効日は12月1日。

非鉄金属製造業は63円の引上げで1161円、発効日は12月1

日でございます。

当局の状況は、以上でございます。

結城部会長 4業種とも引上げ額は63円で、発効日は12月1日ということですね。

それでは、埼玉県輸送用機械機器製造業最低賃金の改正決定の審議に入ります。

本日は第2回の専門部会となっておりまして、第3回は本日の午後を予定しております。

第2回は午前中の会議で決まっていたことが望ましいと思いますけれども、第3回の午後の予定についてこの時点でご都合が悪い方がいらっしゃいましたら教えていただけますでしょうか。

それでは第2回の終了時間については十分にご審議を行っていただくことは当然のこととしますが、12時終了を目処に円滑な審議にご協力をお願いいたします。

協議形式は例年全体会議からスタートして調整が必要になったら適宜休会という進め方をしておりますが、今年も例年通りの進め方でよろしいでしょうか。

(異議なし、の声あり)

結城部会長 ではそのような形で進めさせていただきます。

それでは全体協議から始めます。

審議に臨む方針については、第1回の専門部会で労使双方から書面が提出されました。

その内容について改めて確認していただくとともに、合同専門部会で提出された双方の意見等を踏まえてご検討いただいた結果があれば改めてお聞かせください。

それでは、初めに労側の委員からご意見がありましたらお願いいたします。

高橋委員 輸送用機械器具製造業の最低賃金審議に対して、今回望む考え方と水準までお伝えさせていただければというふうに思っております。

まずは取り巻く環境ということで、全体のところで改めてお伝えする必要もないと思いますけれども、8月の政府月例経済報告では、景気は米国の通商政策などの影響が一部に見られるものの、緩やかに回

復しているということです。

米国の通商政策の影響による景気の下振れリスク、ここに留意が必要であると、加えて物価上昇の継続というのが消費マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども下押しするリスクとなっています。

次に実質GDPでお伝えさせていただくと、2024年の実質GDP成長率は0.8%。2025年度については0.6から0.9%と予測されています。

消費者物価の見通しについては、2025年の5月で、これは総合でいうと3.5%と、また持ち家の帰属家賃を除く総合でも4.0と、基礎的支出項目でも5.9%の上昇というふうに捉えています。

その中で埼玉県の状態ということですが、四半期経営動向調査において、県内の中小企業の経営状況、ここについては、県内中小企業の景況感は持ち直しの動きに足踏みが見られる。先行きについては改善の動きが見られるということです。

雇用者数の過不足感については5年連続で不足が過剰を大きく上回っている、そのような状況ということで捉えております。

埼玉県の鉱工業生産指数については、昨年の令和6年第2四半期は149.5ということで前年同期比で言うと+29.2ということです。

その中で、輸送用機械器具製造業の現状は、2025年度の通期予想は、半導体供給の安定化により生産台数は堅調に推移して収益の回復が見込まれるというふうに捉えております。

その中でも、2025年度の通期予想ということでは、各メーカー増産計画を背景に増資を見込む企業が多い中ではあるけれども、原材料費や労務費、この高止まりに加え、先ほどの政府の月例経済報告でもお伝えしましたが、米国をはじめ地政学的リスクが継続もあり先行きには注視が必要であるというふうに我々も捉えています。

この例年のコスト上昇分の対応だとか、価格転換の徹底というところが引き続き課題というふうに捉えています。

最低賃金のところの提出させていただいた4・のところになりますけれども、2025年の引上げということでは埼玉県においては目安額通り63円ということで、引上げ率5.84%の1141円でした。

輸送用機械器具製造業の今の現時点の最低賃金というところというと、昨年引上げが47円でしたので1102円です。

次に、基本的な特定最低賃金の考え方になりますけれども、当該産

業の労働条件の向上、また公正競争の確保、労使交渉の補完・代替機能、健全な労使関係の構築ということと捉えています。

特定最低賃金については、セーフティーネットとしての地域最低賃金とは異なり、当該産業の基幹的労働者の賃金、この最低賃金を決定するということでございます。

年齢の18歳未満65歳以上は除外し、業務も特定した基幹的労働者の最低賃金であります。

この最賃近傍で働く労働者は、これまで以上に高い賃金を提供する産業に流動していくことが想定されていますので、特定最低賃金の優位性を確実に担保し、産業の魅力を高めていくということが必要であると考えていますし、労働者の確保・定着につなげていかななくてはならないというふうにも捉えています。

そのためには、やはり、選ばれる産業となるべく、未組織の労働者も含めて付加価値に見合った水準にしていくことが必要であるというふうに捉えています。

輸送用機械器具製造業は埼玉県というと、主に自動車産業になりますので、埼玉県並びに日本の基幹産業と思っていますので、労働の価値にふさわしい水準、また絶対額を意識した最大限の引き上げ、また先ほど申し上げました地域別最低賃金に対する優位性の確保、この観点を踏まえてしっかり議論をするべきだと考えております。

ここから主張ポイントということでは繰り返しになる部分もありますので、簡単にお伝えさせていただきますと、基本的には、自動車産業の魅力向上、ここにしっかりつながる水準であるべきというふうに考えています。

自動車及び部品の製造などといった高付加価値の業務を担う人材の確保にしっかり取り組む必要があります。やはり将来にわたって自動車産業の競争力をしっかり確保しなければならないというふうにも考えております。

その上で、公正な競争環境が確保できないというふうにならないように、しっかり自らが生み出している高い付加価値を毀損させることにならないように、しっかり引き上げ額を意識した議論をしたいというふうに考えています。

また輸送用機械器具製造業は、サプライチェーンの裾野が広いので、サプライチェーン全体で取引の適正化、付加価値の向上、そこに向けて各企業が取り組んでいる自主行動計画の中に記載されている、適切なコスト分増加分の全額転嫁を目指すということと、労務費の適切な

転嫁のための価格交渉に関する指針にのっとり適切に価格転嫁をおこなうということ、これの徹底がやはり重要であるというふうに考えております。

今回、企業内最低賃金の締結水準ということでお伝えさせていただきますと、最低額については1173円の昨年度比+71円というふうになっております。

ここについては昨年の引上げ額47円と申し上げましたけれども、昨年は協定書の上限で引き上げられず、相当悔しい思いをしてきた中でこの1年取り組んだ結果であるというふうに捉えています。

加えて最後になりますけれども、やっぱり底上げ底支え格差是正ということ、ここにもしっかりつなげていく必要があるというふうに考えておりまして、まず労働者側としての金額をお伝えさせていただきます。先ほどお伝えさせていただいた協定書の最小値である71円、ここを議論のスタートとしたいと思っております。

昨年引き上げできなかった思いもこの71円には入っていると思っていますので、真摯な議論をお願いできればと思っております。

長くなりましたけれども、以上でございます。

結城部会長 つづいて使用者側の委員からご発言をお願いいたします。

嶋田委員 確認の意味を含めまして私から簡単にお話をしたいと思います。第1回の資料の14になります。ポイントだけ説明を申し上げたいと思います。

1枚めくっていただきまして、業況判断のところに短観の数字が載っております。製造業の自動車をご覧くださいますと、6月が+-0、先行きが-8ということで、若干悪化というような状況でございます。

これは全国ですが、埼玉県はどうかということですのでその下にございますが、埼玉県の産業労働部が出しております四半期経済動向調査、輸送用機械器具をご覧くださいますと2025年4月～6月期-39.6、同年7月～9月期-21.3の見通しということで引き続き、低調な状況と思います。

右側にございます埼玉県の企業経営動向調査ぶぎん地域経済研究所では、4月～6月期で、-43、7月～9月期の先行で-43ということで、これにつきましてもマイナスの数字が続いている状況でございます。

次のページをご覧くださいますと、企業業績の動向で、四半期別法

人企業統計調査でございます。

全国の数値であります、輸送用機械器具の中小を見ますと、直近では売上高が20.8%、営業利益が76.3%と、ここについては比較的好調な数字が出てきていると思っております。

次のページをご覧くださいますと、埼玉県鉱工業生産指数が出ております。

ここで令和6年平均をご覧くださいますと、プラス24.2%ということになっております。

その四半期毎には令和6年10月～12月期がマイナス5.5、令和7年1月～3月期がプラス11.4という形になります。

埼玉県鉱工業指数は令和6年平均が前年度比+24.2でございます。

この数字を使って前年同様に、昨年の引上げ額47円に1.242をかけますと、58円になります。

我々としては58円を金額審議のスタートとしご提示をしたいと思っております。

これは例年通りのシミュレーションではありますが、地賃と同様にさいたま市の頻繁に購入する品目を含む中分類が5.7%でございますので、物価の水準について、十分に考慮した形で議論を進めていきたいと考えております。

適用労働者が4万人を超えている重要な産業でございます。

やはり人材の確保、産業の魅力度の向上、それから企業の支払い能力もでございます。こういった観点を十分議論いたしまして、金額を決定してまいりたいと考えております。基本的な考え方は以上でございます。

結城部会長

現時点ではご主張の金額に差がありますので、一時審議を休止する形で個別協議で話を進めさせていただきたいと思えます。

休憩中にそれぞれ控室で歩み寄りのためのご検討をお願いしたいと思います。

また並行して労働者側委員、使用者側委員の両方と個別に公益委員との協議をおこないます。

ぜひ全会一致での決定ということに向けて歩み寄りのご協力をお願いいたします。

はじめに労側の委員との個別協議ということで進めさせていただきたいと思えますので、事務局から控え室の場所を説明してください。

(休会)

結城部会長

労使各委員の円滑な結論の取りまとめにご協力をいただき感謝申し上げます。

公労公使の個別協議の内容をまとめさせていただきます。

まず、労働者側のご主張としましては、現在の経済状況を踏まえつつ価格転嫁が進んでいること、それから前回の分、企業内最低賃金の協定額の上限にかかってしまって、期待した金額よりも低い47円という金額での決定になってしまったこと、それから基幹的労働者の最低賃金を決めるという特定最賃の特性を考えると、職場の魅力向上等を考慮して地賃よりも高い金額が必要であるということをご主張なされまして、春闘での引上げ額71円、それから発効日12月1日を当初ご主張されました。

使用者側のご主張をまとめますと、資料の14にある経営動向調査、それから業績動向を考慮した上で、鉱工業生産指数の24.2を用いて58円の引上げ額ということで当初提案されました。

その後、個別協議を3回繰り返しまして、使用者側からこれまでの物価上昇の状況を考慮して頻繁に購入する品目の中分類の5.7%を考慮して62円、それから労働者側からは地賃の引上げ率の5.84%を取って昨年分のビハインドも含めて要求したいということで64円が主張されましたけれども、最終的な金額としては63円、発効日は12月1日ということのお話になりました。

最終的な金額の提示とその金額についての考え方について労使双方から改めてお話いただきたいと思います。

まずは、労働者側の委員、高橋委員からお願いいたします。

高橋委員

最終的な金額で言うと63円のところになりますけれども、我々としては改めてお伝えさせていただくと、春闘の結果を含めた部分と、昨年の引き上げできなかった部分や鉱工業生産指数も含めて他の業種から比べると比較的结果も出ているということも踏まえて主張させていただきました。

とはいえ、私たちの最低ラインとしては地域別最低賃金の引上げ率を用いたところというふうに考えています。額としては地域別最低賃金の63円と考えています。

結城部会長

続いて使用者側からは嶋田委員よろしいでしょうか。

嶋田委員

63円、発効日12月1日ということですが、私ども使用者側といたしましても経済動向に基づきましてシミュレーションの数字からスタートいたしまして、人材の確保であるとか、産業の魅力の向上、企業の支払い能力、物価の上昇、いろいろ資料を検討しながら検討を進めてまいりました。

その中で、やはり地賃の審議の中で物価が主要な議題になりましたので、2回目の提示といたしましては、さいたま市の頻繁に購入する品目を含む中分類5.7%をかけた形での提案もさせていただきました。自動車産業は裾野が広いだけに良い企業、悪い企業、いろいろあると考えておりますがその中での特定最低賃金ということでございますので、しっかりと雇用の確保ができ、実質賃金が確保できる63円ですと承できると考えております。

結城部会長

それでは、令和7年度の埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金は引上げ額63円、引上げ率5.72%、時間額1165円、発効日令和7年12月1日とすることで結論に至ったということによろしいでしょうか。

それでは採決に入ります。

令和7年度の埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金を時間額1165円、発効日は令和7年12月1日とすることについて賛成する委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

結城部会長

全会一致で議決したものと認めます。

それでは部会長報告書案を配布してください。

部会長報告案について事務局から読み上げをお願いします。

専門監督官

読み上げます。

令和7年9月30日

埼玉地方最低賃金審議会

会長福田素生殿

埼玉地方最低賃金審議会

埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会

部会長結城剛志

埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和7年8月8日、埼玉地方最低賃金審議会において付託された埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ね、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員小寺智子

福田素生

結城剛志

労働者代表委員小野陽平

高橋克彦

町田克則

使用者代表委員金井浩

榊原宏悦

嶋田昌美

(五十音順)

別紙

埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金

1 適用する地域

埼玉県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で輸送用機械器具製造業（産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業（自転車・同部分品製造業を除く。）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が輸送用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者
イ 清掃又は片付けの業務
ロ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務
4 前号の労働者に係る最低賃金額
1 時間 1, 165 円
5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
6 効力発生の日
令和 7 年 12 月 1 日
以上でございます。

結城部会長 ただいま、事務局から部会長報告書案を読み上げていただきました。
原案の通りでよろしいでしょうか。

(異議なし、の声あり)

結城部会長 原案のとおり部会長報告書が承認されましたので、案を消していた
だき、本審に提出いたします。
本専門部会が全会一致で議決した場合は、最低賃金審議会令第 6 条
第 5 項に基づき本審の議決とすることがあらかじめ議決されているの
で、事務局は答申案を準備して配布してください。
それでは事務局から答申案の読み上げをお願いします。

専門監督官 読み上げます。
令和 7 年 9 月 30 日
埼玉労働局長
片淵仁文殿
埼玉地方最低賃金審議会
会長福田素生
特定最低賃金の改正決定について（答申）
当審議会は、令和 7 年 7 月 31 日付け埼労発基 0731 第 1 号をも
って諮問のあった下記の特定期間最低賃金の改正決定について、慎重に審
議を重ねた結果、別添のとおり結論に達したので答申する。
記
埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金
(平成 20 年埼玉労働局最低賃金公示第 4 号)

別添については、先ほどの部会長報告書になります。
以上でございます。

結城部会長 事務局から答申案を読み上げていただきました。
原案のとおりでよろしいでしょうか。

(異議なし、の声あり)

結城部会長 原案のとおりで承認されましたので、案を消していただき、これで
答申することにいたします。

労働基準部長 ただいま、答申いただきましてありがとうございました。
 特定最賃の改正につきましては昨年埼玉で初めて異議の申し出がござ
 いました。
 これは非常に全国的に見ても珍しいケースでございまして、それだ
 け埼玉県民の皆様の最低賃金に対する興味や関心の高い表れだという
 ふうに思います。
 また本日労使委員の皆様には真摯にご議論いただきありがとうございます。
 また公益委員の皆様には全会一致で部会報告を取りまとめていただ
 きまして、改めて感謝を申し上げます。

結城部会長 今後の予定について事務局から説明してください。

賃金室長 答申をいただきましたので、この後異議申し出の公示を行います。
 公示期間は令和7年10月15日水曜日までとし、異議の申し出が
 あった場合は10月16日木曜日に本審で異議審を開催いたします。
 異議の申し出がなかった場合は本日、答申いただいたとおりで決定
 し、これを官報に公示する事務手続きを進めてまいります。

結城部会長 議事の2はその他です。
 まず委員のみなさまから何かございますか。
 事務局から何かありますか。

賃金室長 特にございません。

結城部会長

以上をもちまして、第2回埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会を閉会します。